

高等職業訓練促進給付金について
資格取得を目指す ひとり親家庭のパパ・ママを応援します！

1. 高等職業訓練促進給付金とは

沖縄県では、県内町村在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、看護師や保育士などの資格取得を目指すために 1 年以上養成機関へ修業している方を対象に、生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修学期間の修了後、修了支援給付金を支給します。

2. 支給対象者

○児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

○養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。

※以下に該当する方、該当見込みの方は対象外となります。

- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがある方。
- ・職業訓練を受講し、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受けている方
- ・職業訓練を受講し、訓練延長給付を受けている方。
- ・専門実践教育訓練で教育訓練支援給付金を受けている方。

3. 主な対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等

4. 応募期間

令和 3 年 4 月 1 日（木） ～ 令和 3 年 4 月 30 日（金）

5. 応募について

○随時相談を受付けていますので、詳しくは最寄りの県福祉事務所までお問い合わせ下さい。

○定員に限りがあり、また申請後には審査がありますので、必ず受給できるものではありません。

○支給開始は申請のあった月に遡って行います（入学前の申請はできません）。

○詳細については沖縄県ホームページをご確認ください。↓↓↓

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shonenkodomo/25336.html>

6. お問い合わせ先

沖縄県 中部福祉事務所 電話：098-989-6603